

第2期

子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

小清水町

目 次

第1章 計画策定の基本事項	1
1. 計画策定の目的	
2. 計画の根拠と位置づけ	
3. 計画の期間	
4. 策定体制	
第2章 小清水町の子ども・子育てを取り巻く状況	4
1. 小清水町の人口動態等	
2. 子どもの施設利用状況	
3. アンケート調査結果の概要	
第3章 第1期計画の実施状況	18
1. 児童数の状況	
2. 教育・保育事業の状況	
3. 地域子ども・子育て支援事業の状況	
4. 第1期計画の評価	
第4章 計画の基本的な考え方	28
1. 計画策定の目的	
2. 計画の基本的考え方	
第5章 事業計画	30
1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	
2. 教育・保育の提供体制	
3. 児童人口の将来推計	
4. 教育・保育事業の「量の見込み」	
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
6. 次世代育成支援対策推進法に基づく事業	
7. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	
8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	
第6章 子どもの貧困対策について	44
1. 基本的な方向性	
2. 具体的な施策	
第7章 計画を実行するための取り組み	47
1. 協力体制	
2. 点検・評価	

第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の目的

「子ども・子育て支援法」(平成27年4月施行)は、少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子育て家庭に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

この目的を達成するため、すべての子どもや子育て家庭に対する支援を行い、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、家庭・学校・地域・職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が共同し役割を果たすことが必要です。

小清水町においては、『小清水町子ども・子育て支援事業計画』(平成27～31年度)を策定し取り組みを進めてまいりました。本計画はその成果を踏まえ、「質の高い幼児教育と保育の提供」「保育の量的拡大・確保」「家庭における養育支援」の更なる充実を図ります。

また、平成24年に厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」の結果を受けて、国は平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定し、さらに北海道では平成27年12月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

このことから小清水町では、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願うために、適切な支援が確実に届く仕組みをつくり、「子どもの貧困対策」を『小清水町子ども・子育て支援事業計画』に包含し、第2期計画を策定します。

2. 計画の根拠と位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・市域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「小清水町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



一体的に策定

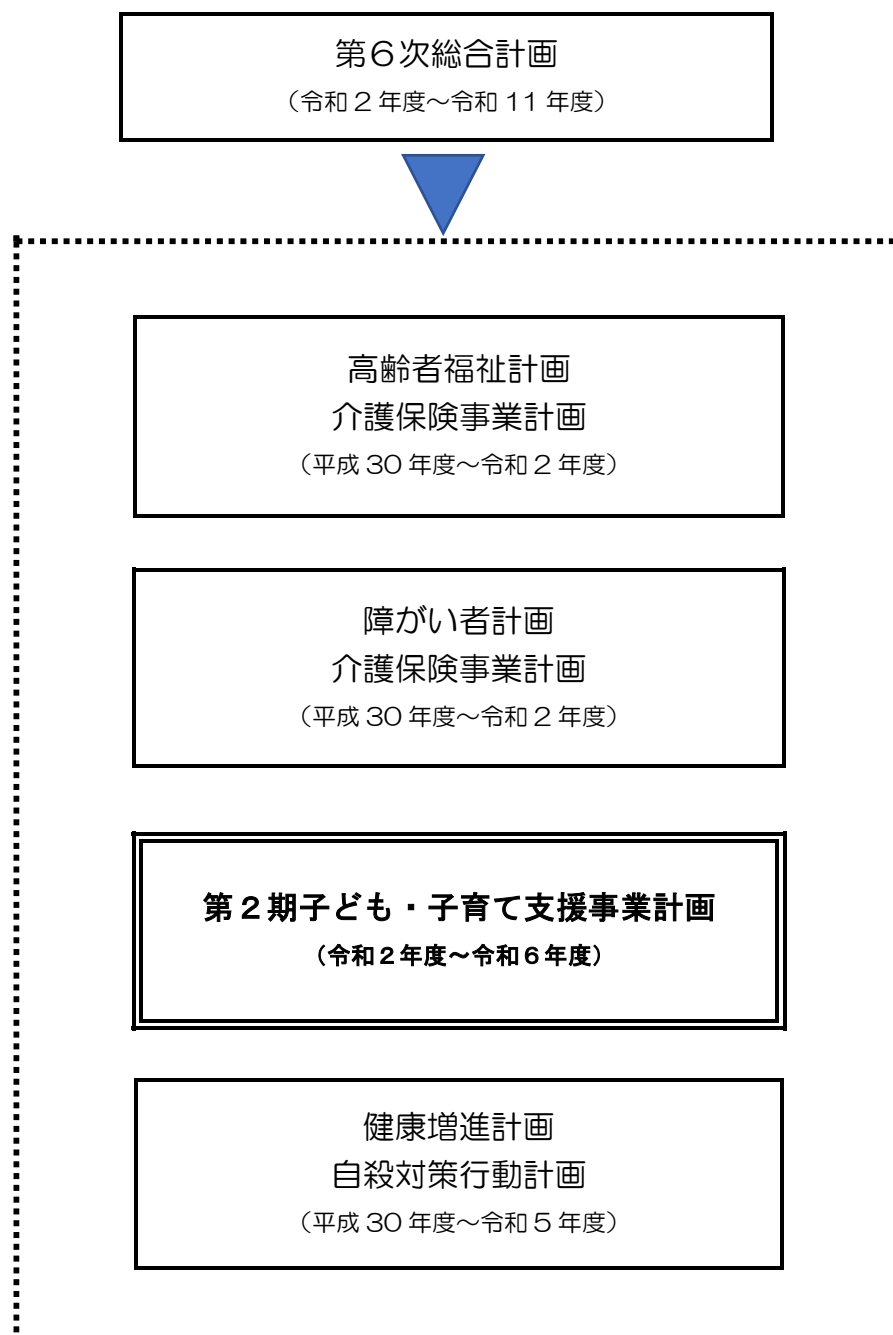


第2期 小清水町子ども・子育て支援事業計画

(2) 法的な位置づけ

第6次小清水町総合計画を上位計画とする保健福祉分野の関連計画との整合を図っています。

◆本計画と関係する計画



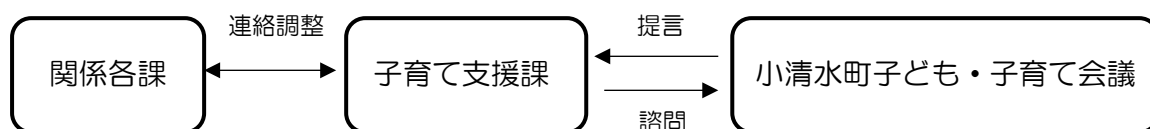
3. 計画の期間

本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

4. 策定体制

(1) 小清水町子ども・子育て会議の設置

「子ども・子育て支援法」第77条第1項に基づき、同項の合議制の機関として「小清水町子ども・子育て会議」を設置しています（小清水町子ども・子育て会議条例）。



(2) 町民意向の把握

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎資料の収集を目的に実施しました。

◆アンケートの実施概要

対象者	小清水町に在住する就学前児童及び小学生の保護者全員（平成30年11月）
配付数	・就学前児童の保護者：177人 ・小学生の保護者：167人
回収数	・就学前児童の保護者：118人 ・小学生の保護者：106人
回収率	・就学前児童の保護者：66.6% ・小学生の保護者：63.4%
方法	・幼稚園、保育所、小学校による配付・回収 ・幼稚園等を利用していない就学前児童の保護者は郵送による配付・回収
調査時期	平成30年11月
調査項目	教育・保育施設の利用状況と利用意向、地域子育て支援事業の利用状況と利用意向など

第2章 小清水町の子ども・子育てを取り巻く状況

1. 小清水町の人口動態等

小清水町の人口は、昭和35年の11,517人をピークに年々減少し、平成29年度以降は5,000人を下回っています。年齢別人口構成では、現在（R1）と平成27年度を比較すると、0～14歳までの人口比率は横ばいですが、15～64歳の人口比率は1.9%の減少、65歳以上の人口比率は2.1%増加しており、さらに少子高齢化が進んでいる状況です。

また、近年の人口動態をみると、出生は年間25～30人程度で推移しているものの、死亡が年間70人を超え、社会動態においても年間40人以上の減少が続いており、毎年100人前後の人口が減少しています。

◆人口・世帯数の推移

※住民基本台帳（各年度末、令和元年は10月末）

区 分	人 口			世帯数
	総 数	男	女	
平成27年度	5,112人	2,420人	2,692人	2,146世帯
平成28年度	5,047人	2,387人	2,660人	2,150世帯
平成29年度	4,942人	2,355人	2,587人	2,136世帯
平成30年度	4,844人	2,308人	2,536人	2,108世帯
令和元年度	4,809人	2,296人	2,513人	2,096世帯

◆年齢別人口構成の推移（3区分）

※住民基本台帳（各年度末、令和元年は10月末）

区 分	総 数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成27年度	5,112人	592人（11.6%）	2,722人（53.2%）	1,798人（35.2%）
平成28年度	5,047人	586人（11.6%）	2,642人（52.3%）	1,819人（36.1%）
平成29年度	4,942人	565人（11.4%）	2,540人（51.4%）	1,837人（37.2%）
平成30年度	4,844人	553人（11.4%）	2,483人（51.3%）	1,808人（37.3%）
令和元年度	4,809人	557人（11.6%）	2,459人（51.1%）	1,793人（37.3%）

◆人口動態の推移

※住民基本台帳（各年度末）

	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成27年度	25人	65人	△40人	144人	196人	△52人
平成28年度	24人	55人	△31人	136人	170人	△34人
平成29年度	24人	77人	△53人	116人	163人	△47人
平成30年度	31人	71人	△40人	137人	178人	△41人

2. 子どもの施設利用状況

(1) 就学前子どもの教育・保育施設の利用状況

本町には、私立幼稚園、公立保育所・へき地保育所、事業所内保育所があり、190人の就学前児童の教育・保育を実施しています。

◆町内の幼稚園、へき地保育所等の利用状況（令和 元年 10月）

名 称	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
学校法人若松学園 小清水幼稚園			4人	8人	11人	10人	33人
町立小清水保育所	4人	13人	20人	20人	26人	26人	109人
町立止別へき地保育所		1人	3人	6人	3人	8人	21人
町立旭野へき地保育所			3人	2人	4人	2人	11人
町立中斗美へき地保育所			1人	3人	1人	3人	8人
小清水赤十字病院内保育所	2人	3人	3人 (2人)	(2人)	(1人)	(1人)	8人 (6人)
合 計	6人	15人	34人	39人	45人	49人	190人

※（ ）は再掲：他の教育・保育施設の併用利用者

(2) 放課後児童クラブ室の利用状況

本町には、放課後児童クラブが1施設、放課後子ども教室が1施設あり、クラブと子ども教室を一体的に運営しています。

◆放課後児童クラブ室の登録状況（令和 元年 10月）

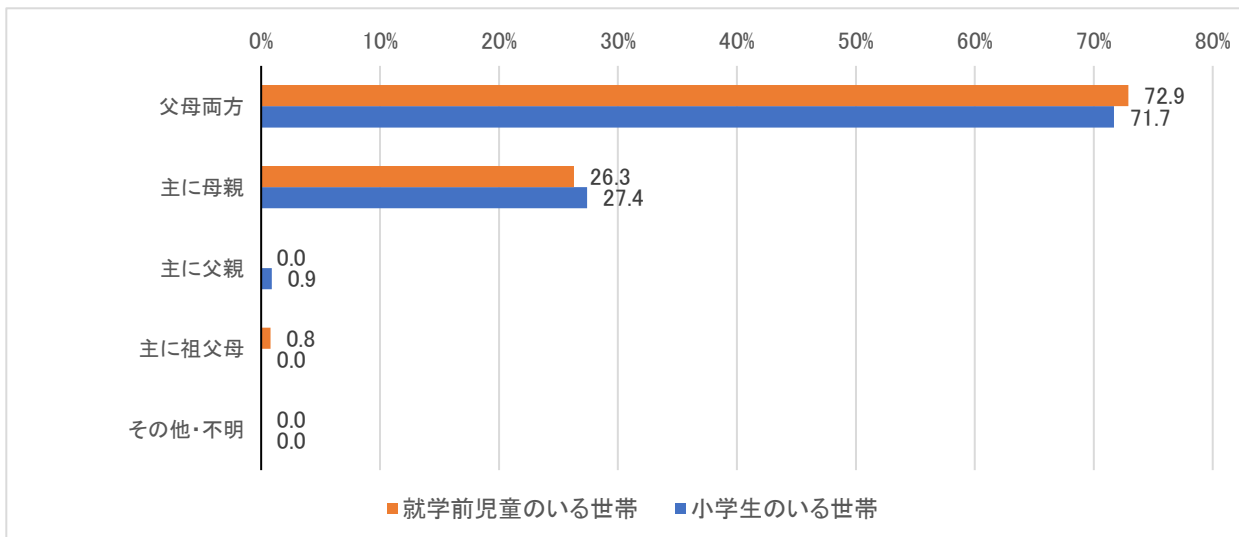
名 称	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
放課後児童クラブ	20人	29人	22人	—	—	—	71人
放課後子ども教室	11人	10人	17人	31人	41人	27人	137人
合 計	31人	39人	39人	31人	41人	27人	208人

3. アンケート調査結果の概要

本計画を策定するために実施したアンケート調査の結果を以下に示します。

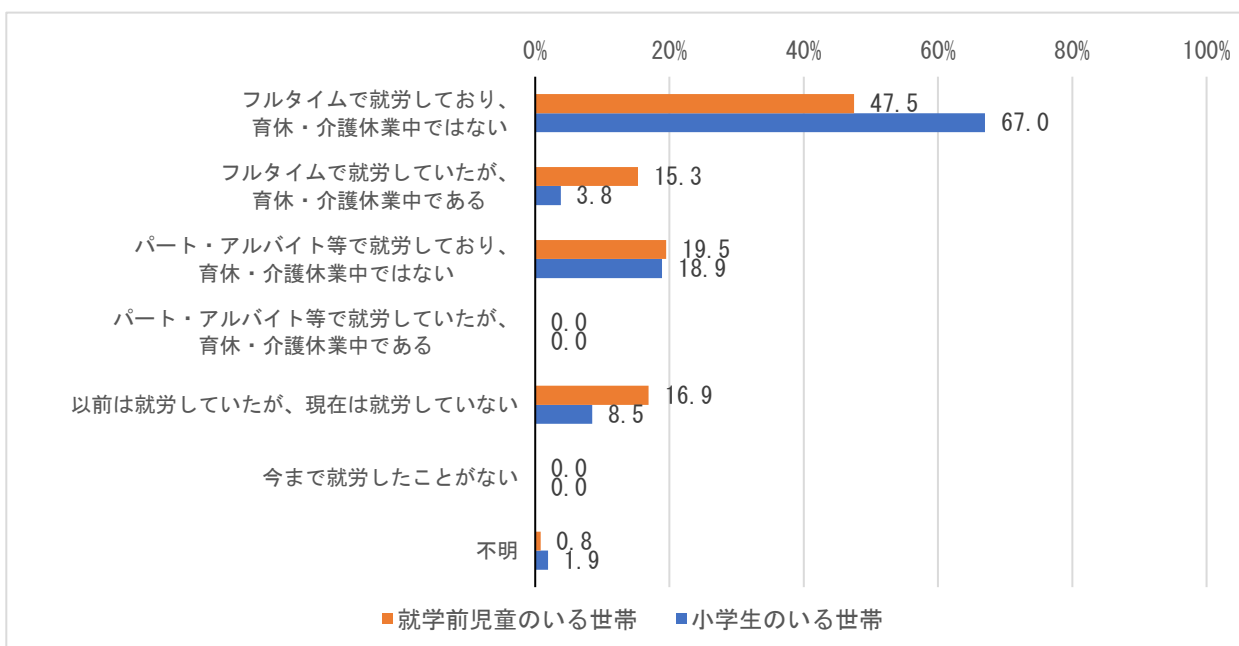
(1) 子育てを主に行っている人

就学前、小学生ともに「父母両方」が約7割で最も多くなっています。「主に母親」は約3割です。



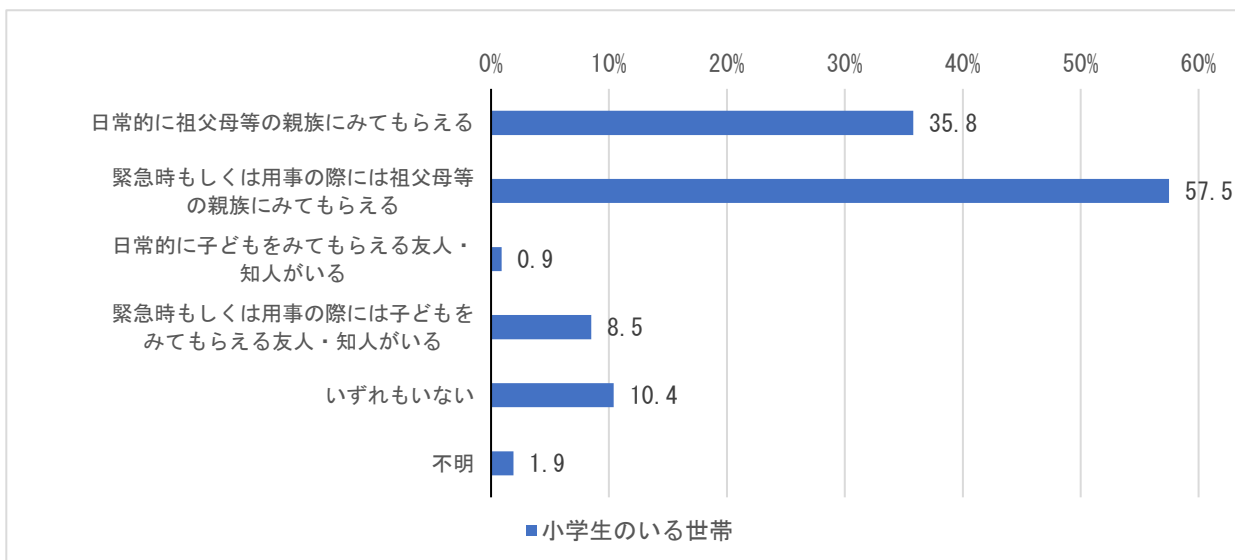
(2) 母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前では「フルタイム」が休業中を含めて62.8%、小学生では70.8%と最も高く、「パート・アルバイト等」を含めると、就学前では82.3%、小学生では89.7%と、母親の就業率が非常に高いことがうかがえます。



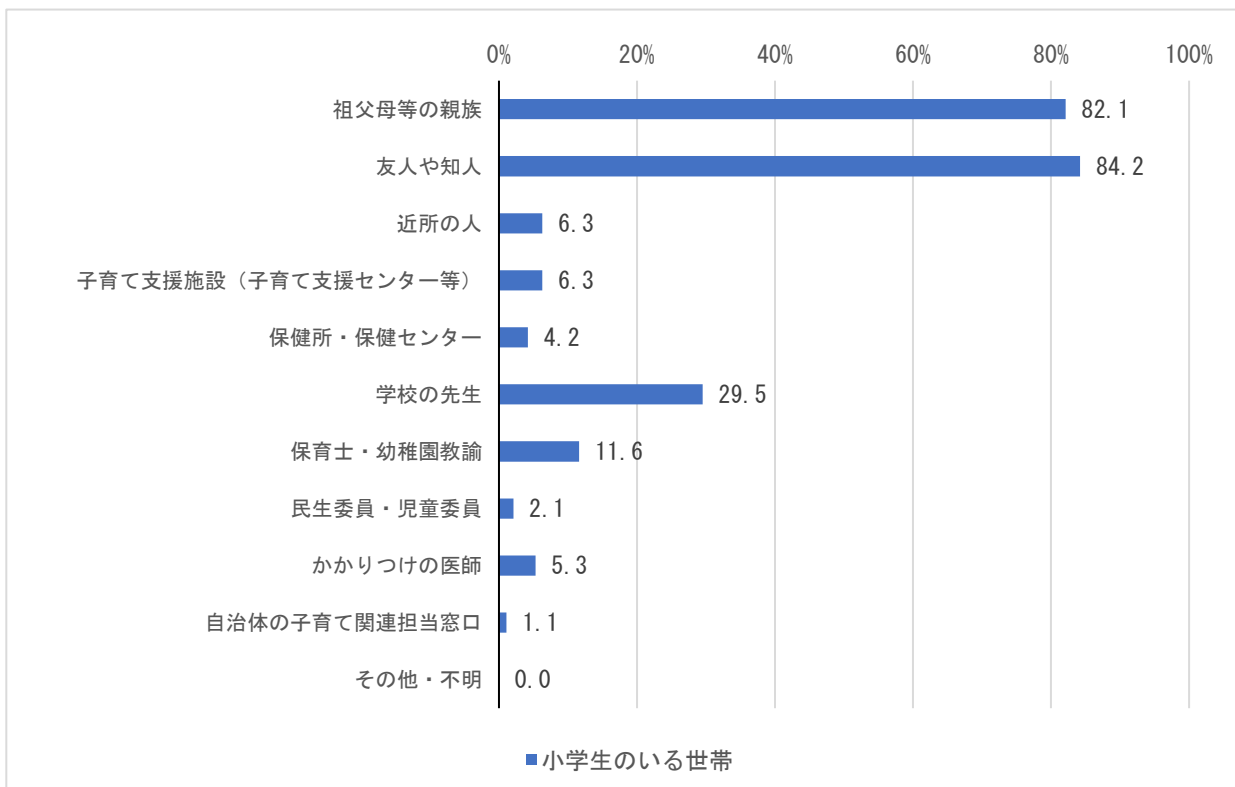
(3) お子さんをみてもらえる親族・知人の有無（小学生）：複数回答

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.5%と最も高く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が35.8%あり、9割以上の方が親族にみてもらうことができる状況にあることがわかります。その一方で、「いずれもない」が10.4%あり、支援を要する家庭であると考えられます。



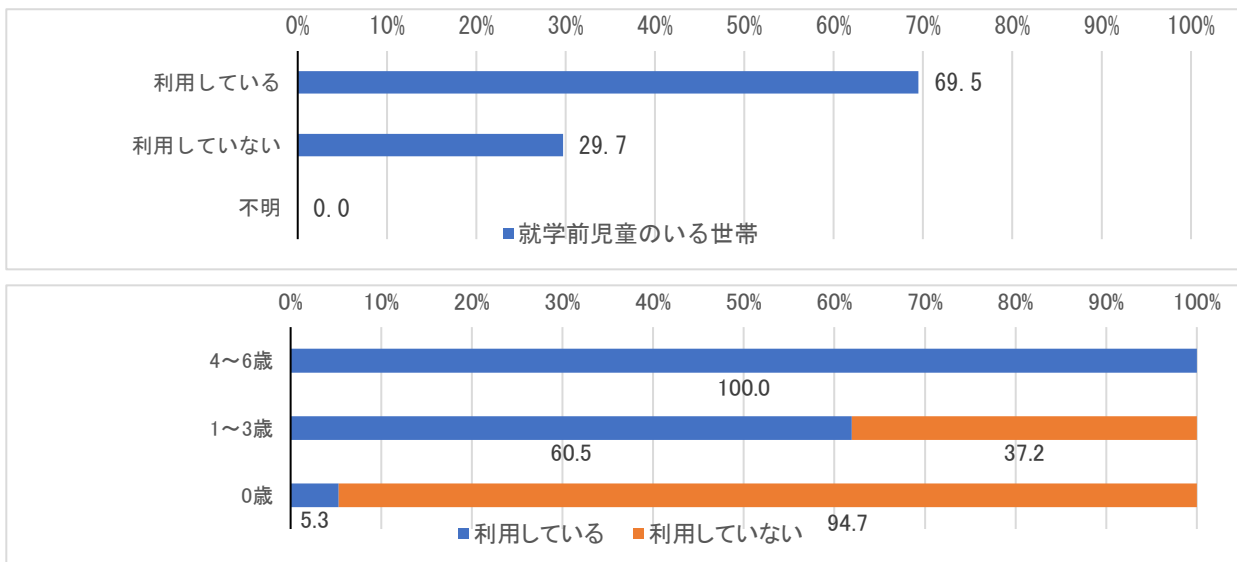
(4) 子育てを相談できる人・場所（小学生）：複数回答

子育てに関して、気軽に相談できる相手先は、「友人や知人」が84.2%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が82.1%、「学校の先生」が29.5%となっています。



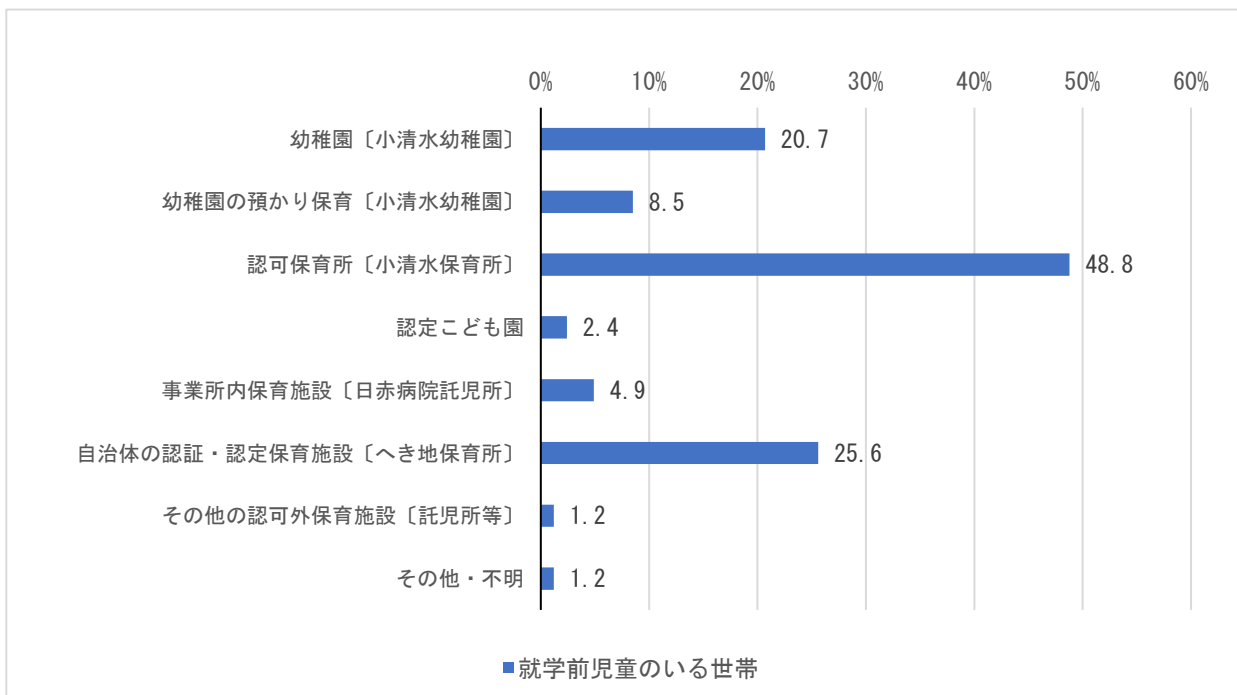
(5) 定期的な教育・保育事業の利用の有無（就学前児童）

「利用している」が69.5%、「利用していない」が29.7%となっており、年齢区別で見ると、0歳が「利用していない」の割合が高く、1歳以上の年齢では「利用している」の割合が高くなっています。



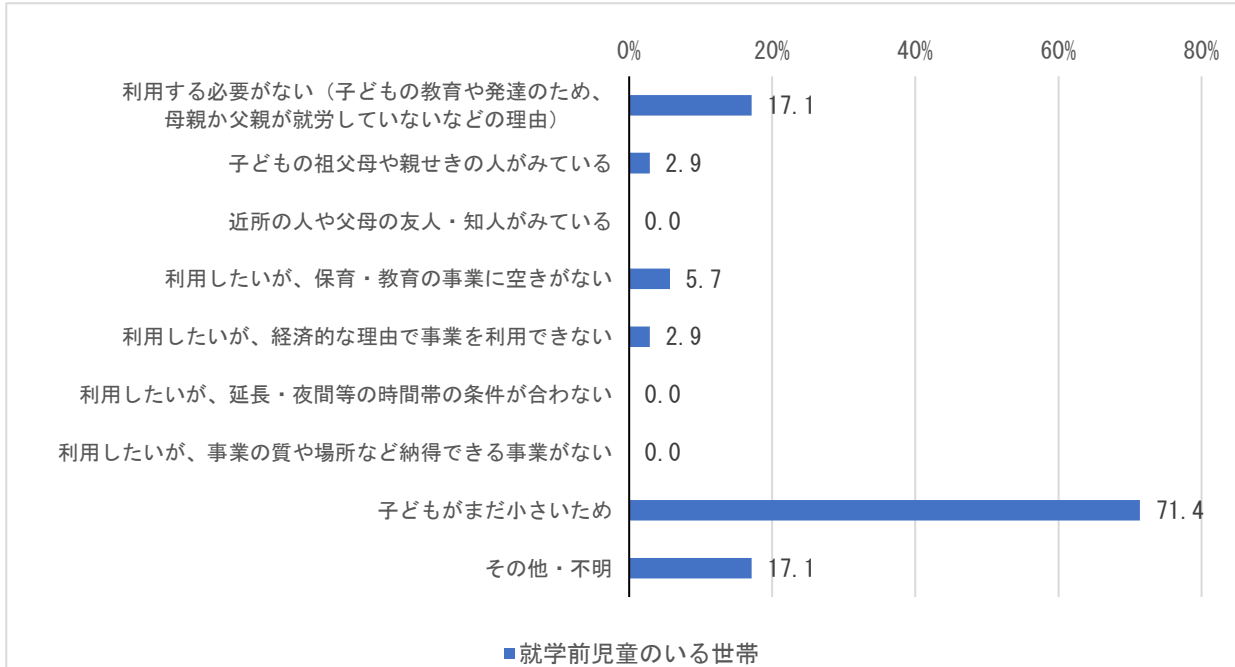
(6) 利用している定期的な教育・保育の事業（就学前児童）

平日、定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所〔小清水保育所〕」が48.8%と最も高く、次いで「自治体の認証・認定保育施設〔へき地保育所〕」が25.6%、「幼稚園〔小清水幼稚園〕」が20.7%となっています。

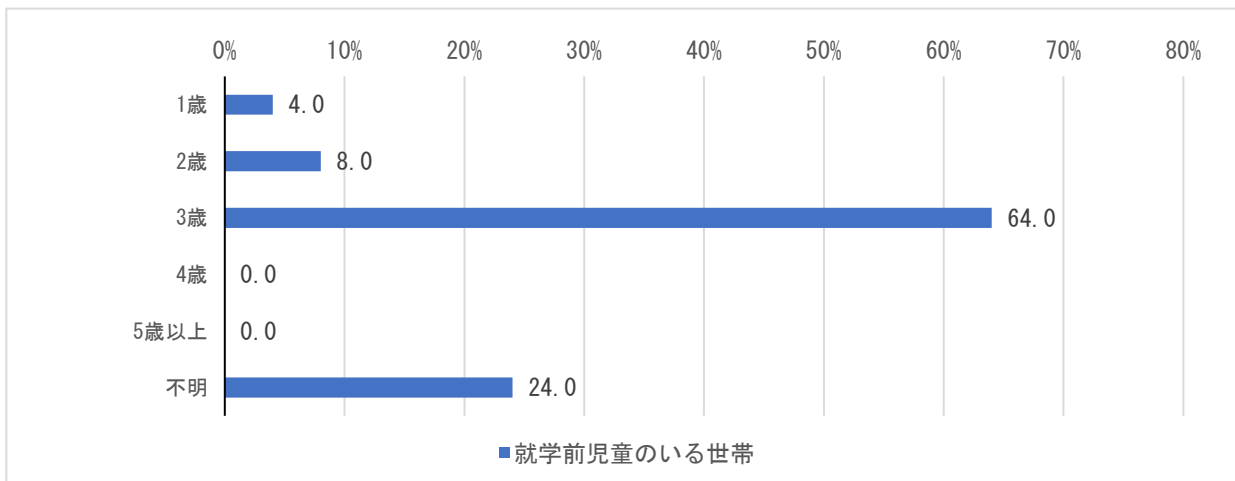


(7) 定期的な教育・保育の事業を利用していない理由（就学前児童）

「子どもがまだ小さいため」が71.4%と最も高く、次いで「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、母親か父親が就労していないなどの理由）」が17.1%「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が5.7%となっています。

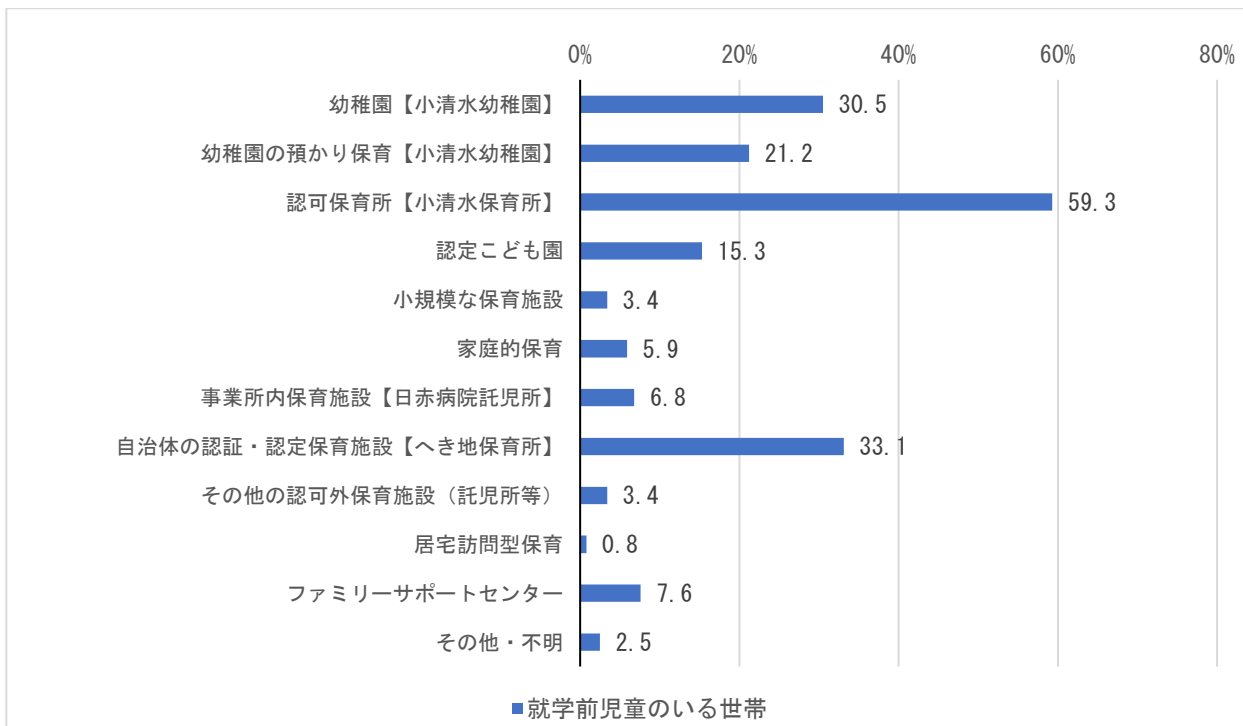


「子どもがまだ小さいため」と回答した人の、利用を開始しようと考えている年齢は「3歳」が64.0%と最も高く、次いで「2歳が」8.0%となっています。



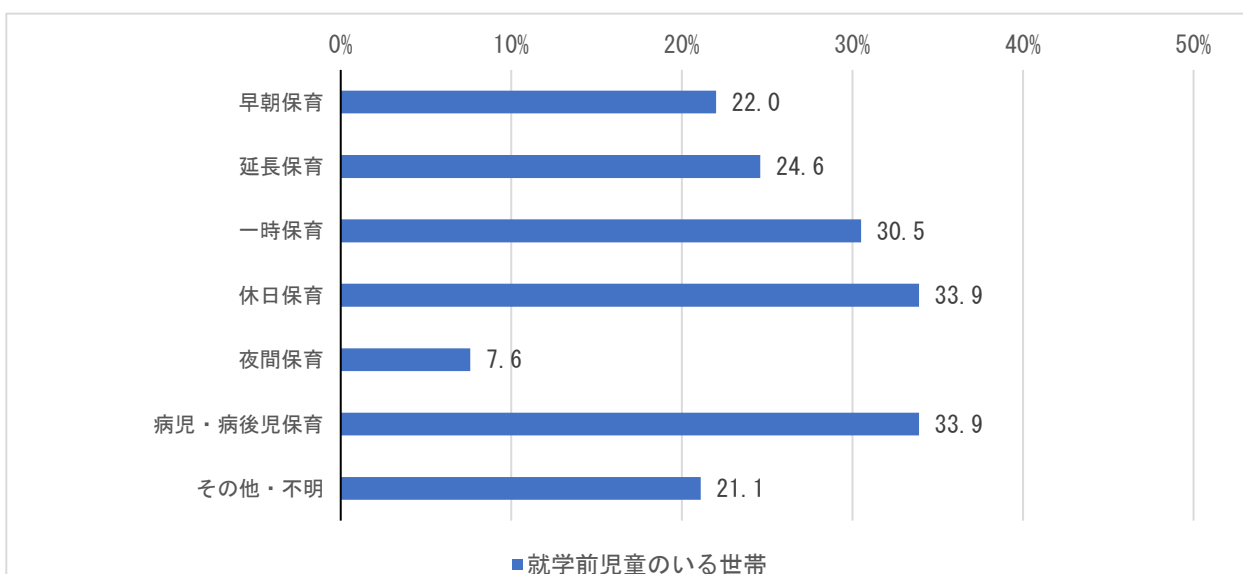
(8) 今後定期的に利用したい教育・保育事業：複数回答

平日の教育・保育事業として、定期的に利用したいのは、「認可保育所〔小清水保育所〕」が59.3%と最も高く、次いで「自治体の認証・認定保育施設〔へき地保育所〕」が33.1%、「幼稚園〔小清水幼稚園〕」が30.5%となっています。



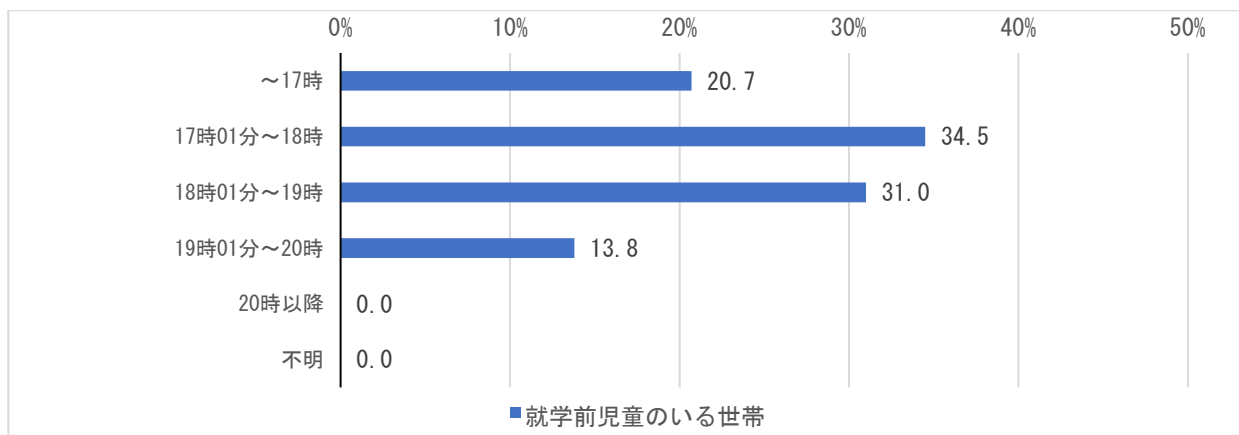
(9) 実施・充実してほしい保育サービス：複数回答

実施してもらいたい、あるいは充実してもらいたい保育サービスは、「休日保育」と「病児・病後児保育」が同率の33.9%で最も高く、次いで「一時保育」が30.5%、「延長保育」が24.6%となっています。



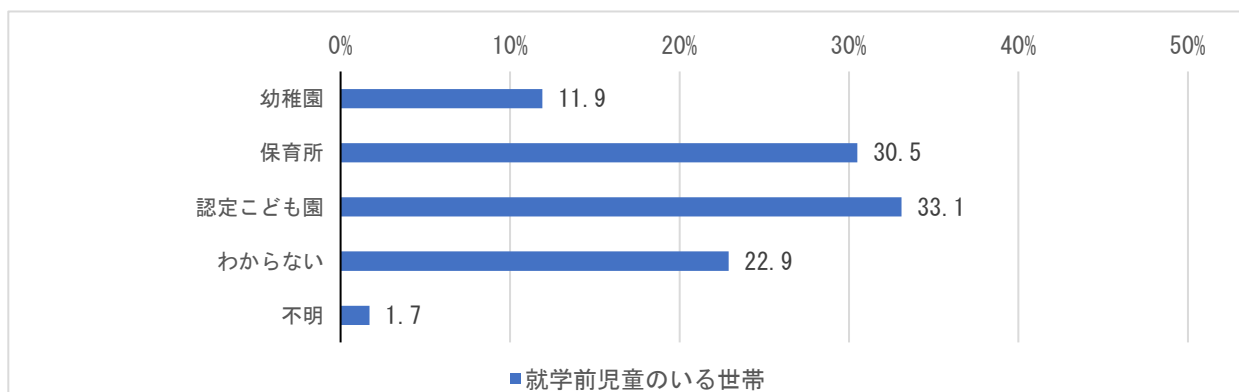
(10) 延長保育の希望時間

「17時01分～18時」が34.5%と最も高く、次いで「18時01分～19時」が31.0%となっています。



(11) 町立保育所を民営化する場合に望む施設

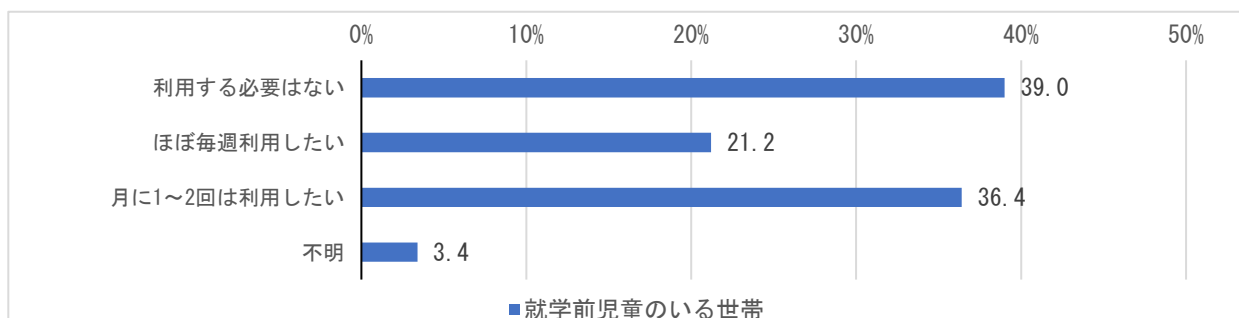
「認定こども園」が33.1%と最も高く、次いで「保育所」が30.5%、「幼稚園」が11.9%となっています。



(12) 土曜・休日や長期休暇中に利用したい教育・保育事業について（就学前児童）

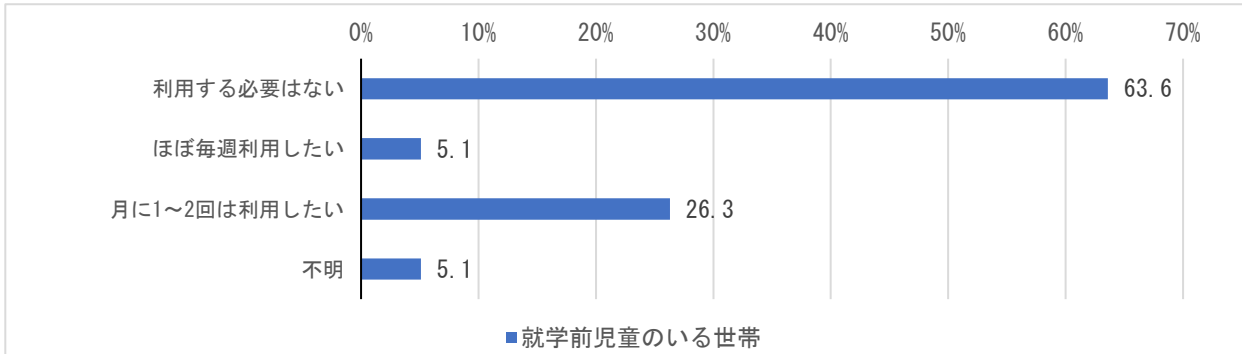
① 土曜日

「利用する必要はない」が39.0%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が36.4%、「ほぼ毎週利用したい」が21.2%となっています。



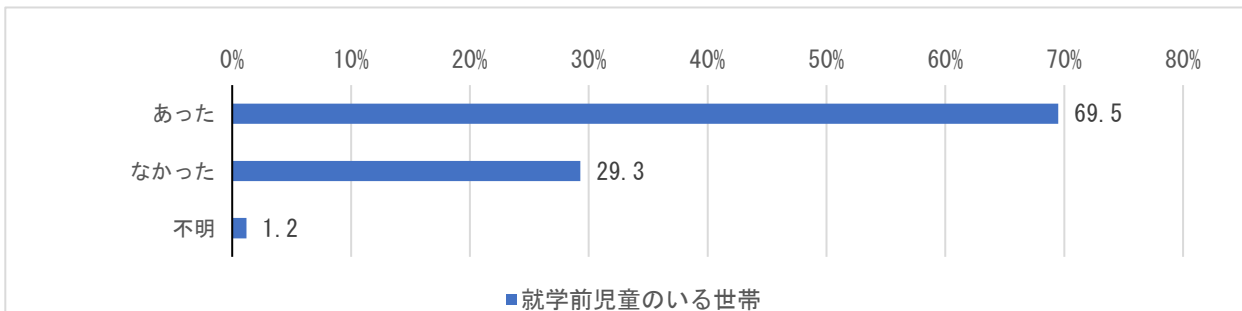
② 日曜日・祝日

「利用する必要はない」が63.6%と最も高く、次いで「月に1~2回は利用したい」が26.3%、「ほぼ毎週利用したい」が5.1%となっています。



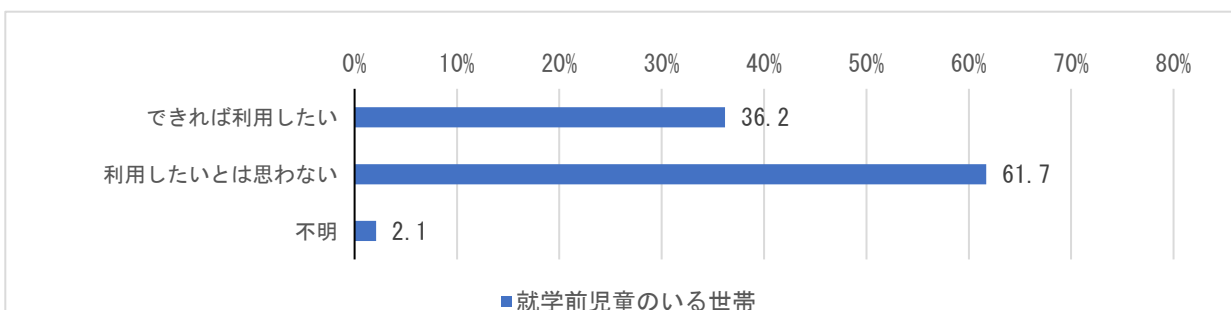
(13) 病気やケガの際に教育・保育事業の利用ができなかったことの有無について

この1年間に子どもの病気やケガで平日の利用ができなかったことが「あった」が69.5%、「なかった」が29.3%となっています。



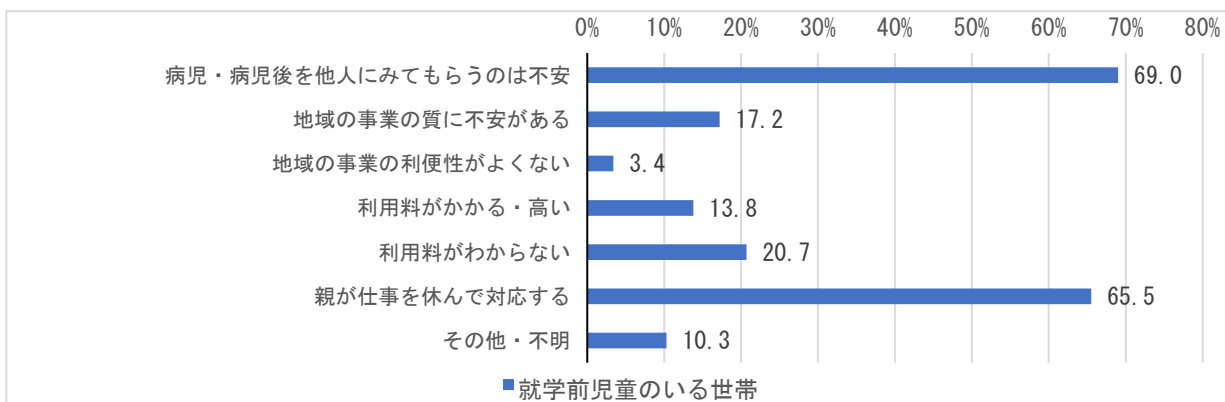
(14) 病児・病後児の保育施設等の利用希望

「利用したいとは思わない」が61.7%、「できれば利用したい」が36.2%となっています。



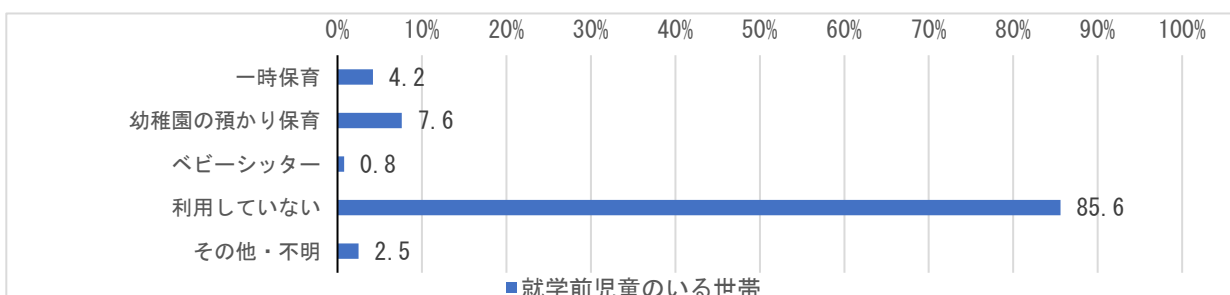
(15) 病児・病後児の保育施設等を利用したいとは思わない理由

「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が69.0%と最も高く、「親が仕事を休んで対応する」が65.5%と僅差で続いています。



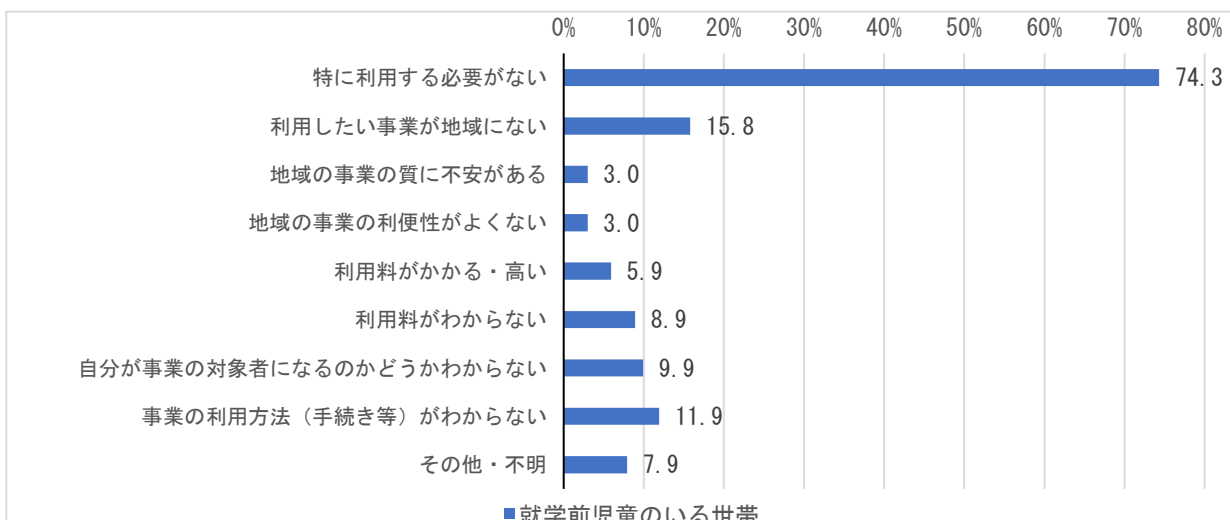
(16) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について（就学前児童）

保護者の私用、通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業については、「利用していない」が85.6%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が7.6%、「一時保育」が4.2%となっています。



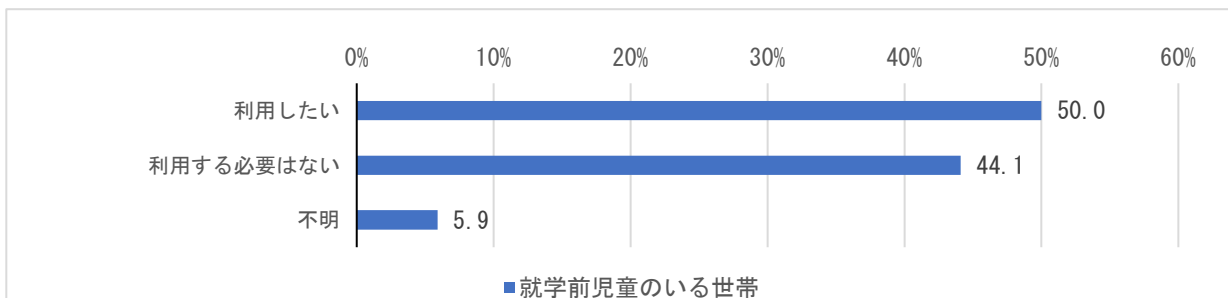
(17) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等を利用していない理由（就学前児童）

「特に利用する必要がない」が74.3%と最も高く、次いで「利用したい事業が地域にない」が15.8%、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が11.9%となっています。

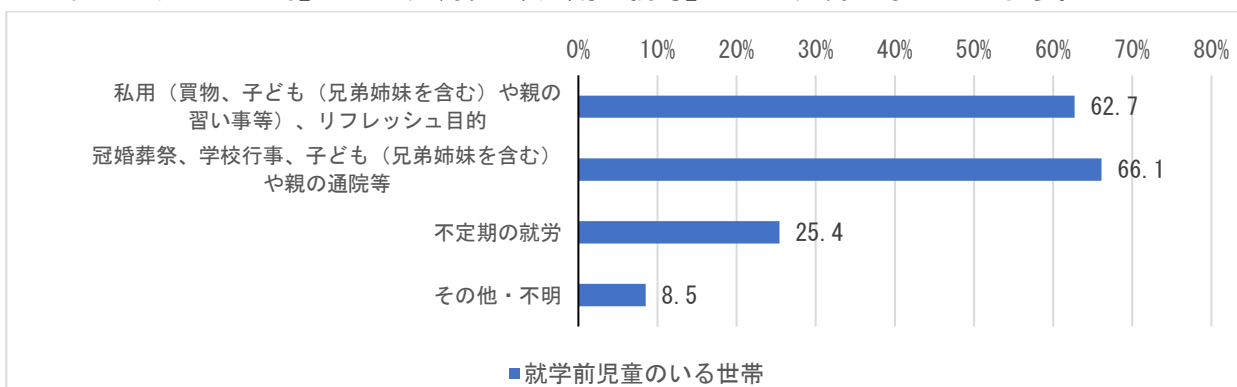


(18) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の今後の利用希望（就学前児童）

「利用したい」が50%、「利用する必要はない」が44.1%となっています。

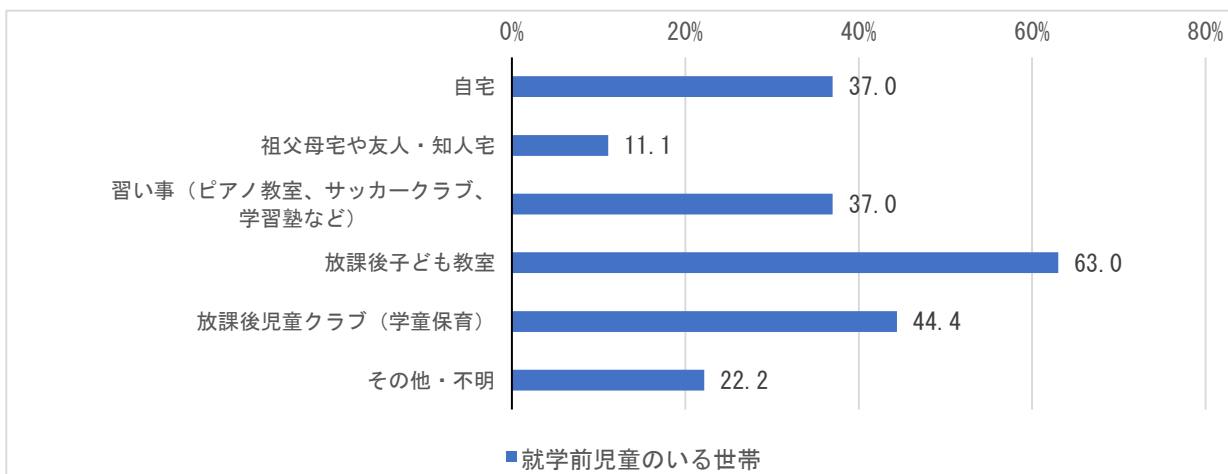


利用目的については、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が66.1%と最も高く、次いで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が62.7%、「不定期の就労」が25.4%となっています。



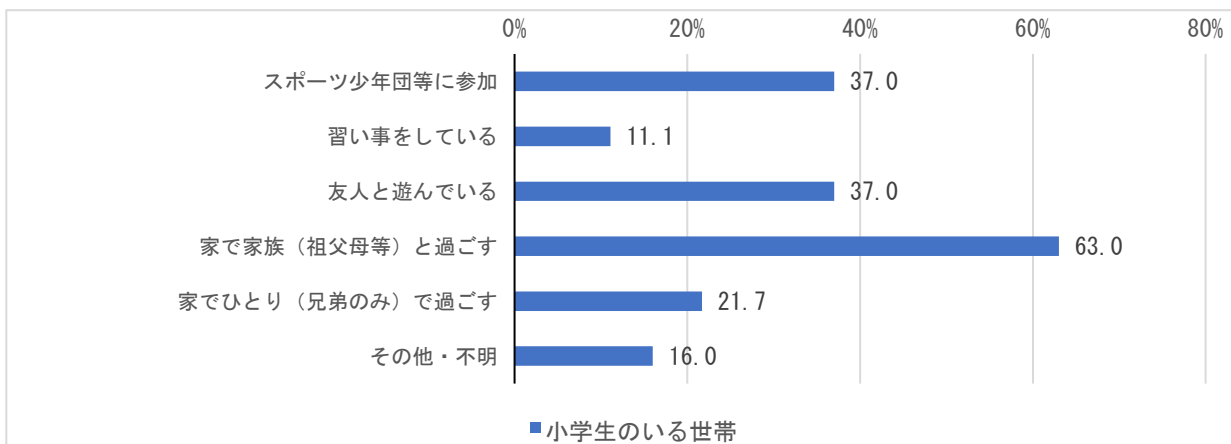
(19) 小学校就学後の放課後の過ごし方について（就学前児童）

子どもが小学校に入学した後、放課後をどのように過ごさせたいと思うかは、「放課後子ども教室」が63.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が44.4%、「自宅」と「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が同率の37.0%となっています。



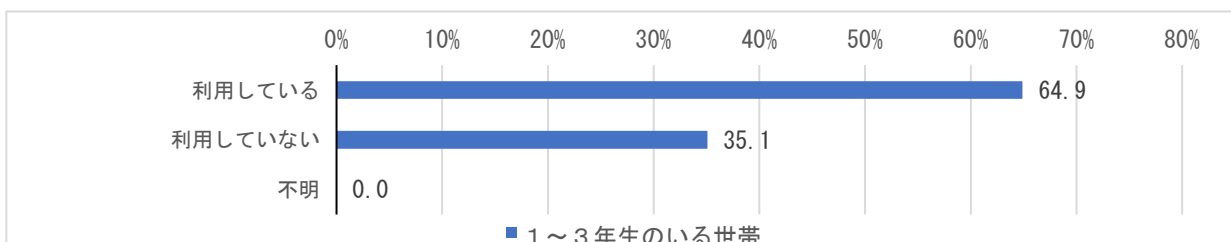
(20) 放課後の過ごし方について（小学生）

「習い事をしている」が37.7%と最も高く、「スポーツ少年団等に参加」が36.8%の僅差が続いています。次いで、「家で家族（祖父母等）と過ごす」が29.2%となっています。



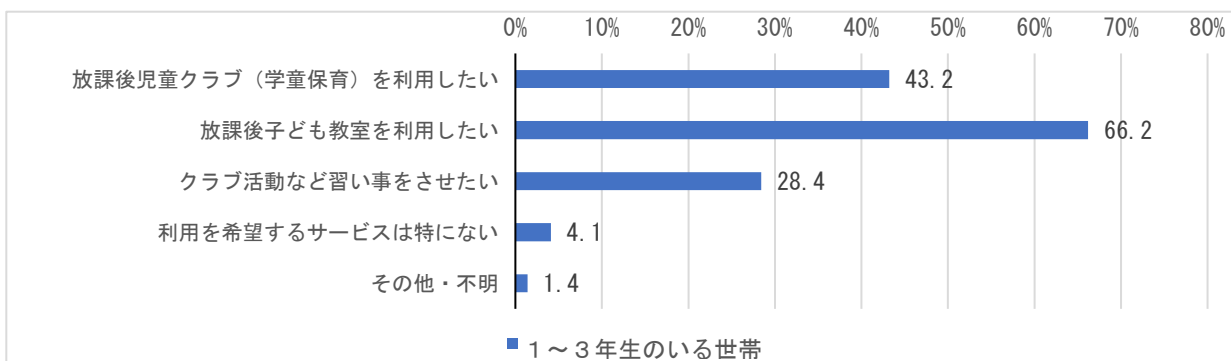
(21) 放課後児童クラブ（学童保育）の利用について（1～3年生）

「利用している」が64.9%、「利用していない」が35.1%となっています。

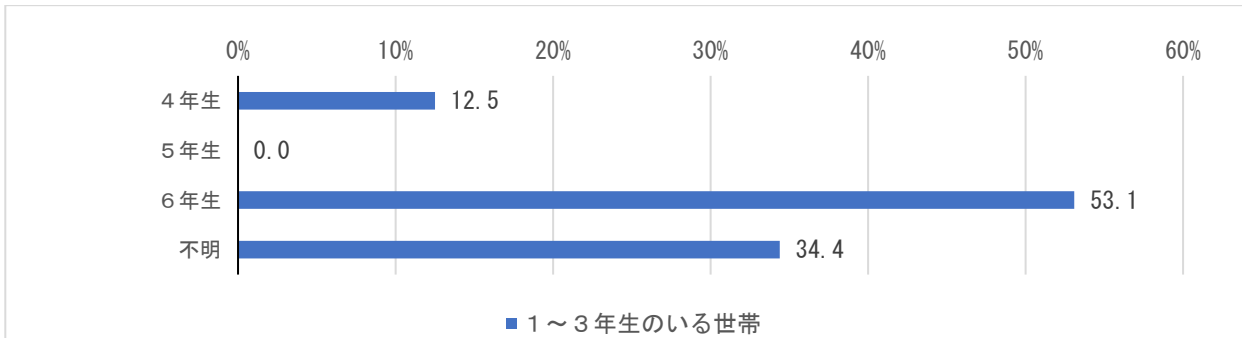


(22) 小学校4年生以降の放課後の過ごし方（1～3年生）

「放課後子ども教室を利用したい」が66.2%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）を利用したい」が43.2%、「クラブ活動など習い事をさせたい」が28.4%となっています。



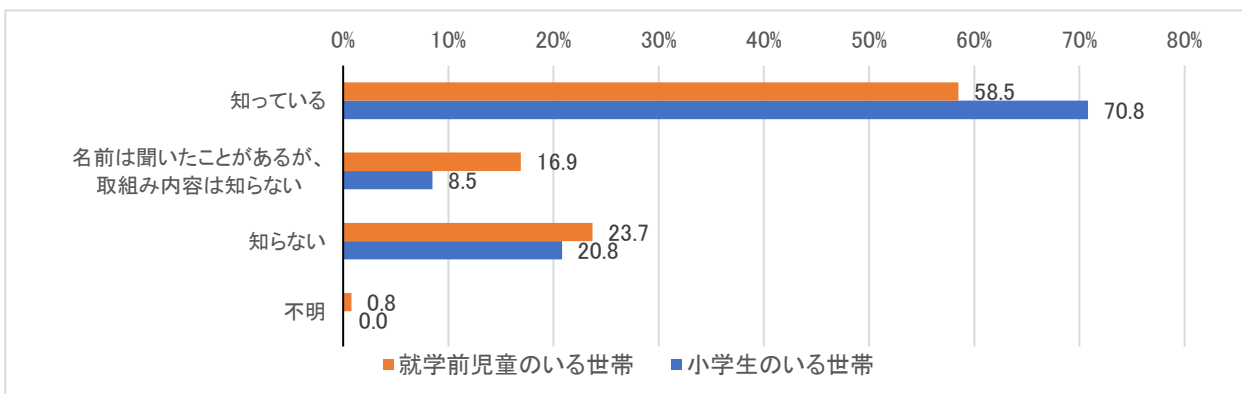
放課後児童クラブ（学童保育）を利用したい場合、何年生まで利用したいかについては、「6年生」が53.1%、「4年生」が12.5%となっています。



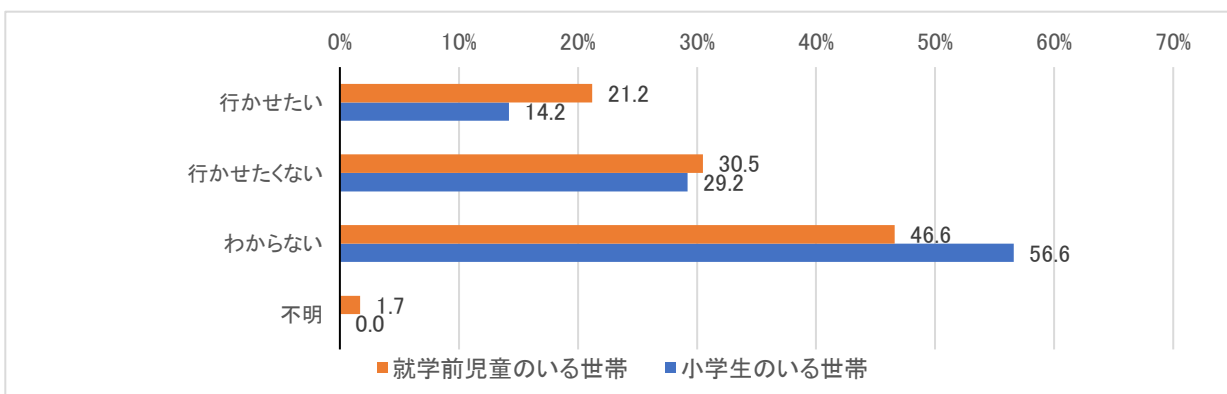
(23) 今後の子育て施策について

① 子ども食堂について

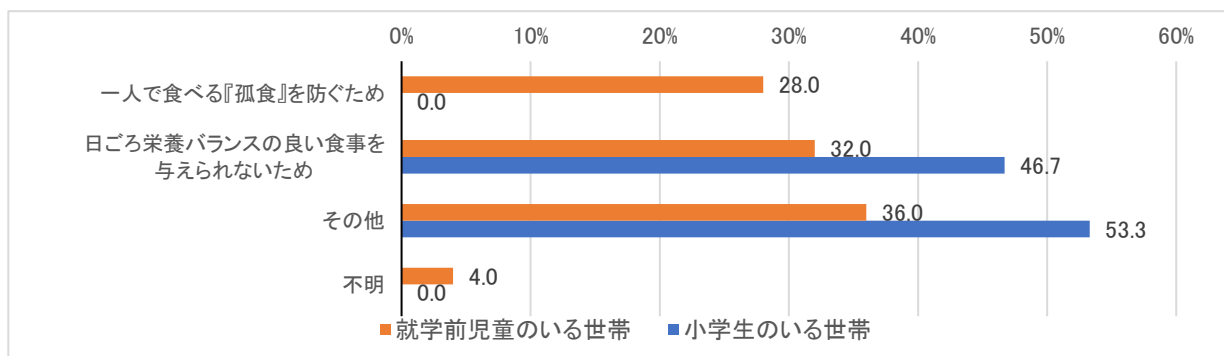
子ども食堂という取組みを知っているかについては、「知っている」が58.5%、「知らない」が23.7%、「名前を聞いたことはあるが、取組み内容は知らない」が16.9%となっています。



子ども食堂を町内で実施する場合、行かせたいと思うかは、「わからない」が46.6%と最も高く、次いで「行かせたくない」が30.5%、「行かせたい」が21.2%となっています。

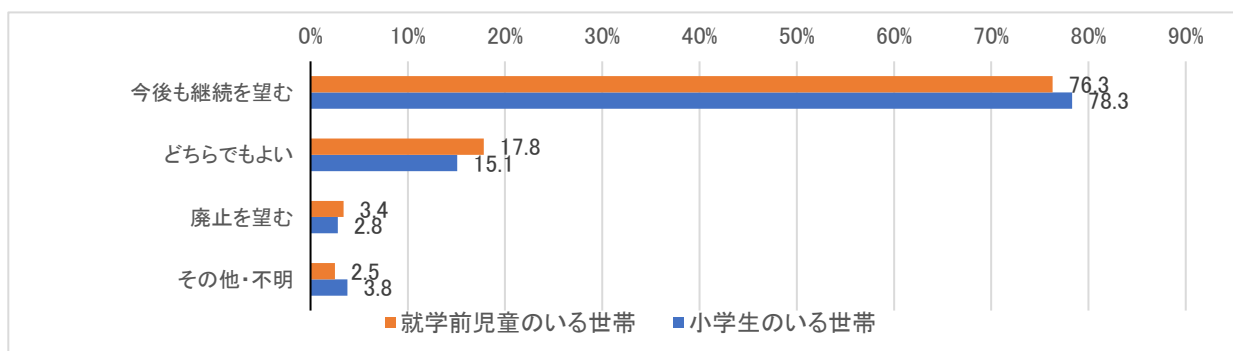


子ども食堂に行かせたい理由は、「日ごろ栄養バランスの良い食事を与えられないため」が32.0%、「ひとりで食べる『孤食』を防ぐため」が28.0%となっています。

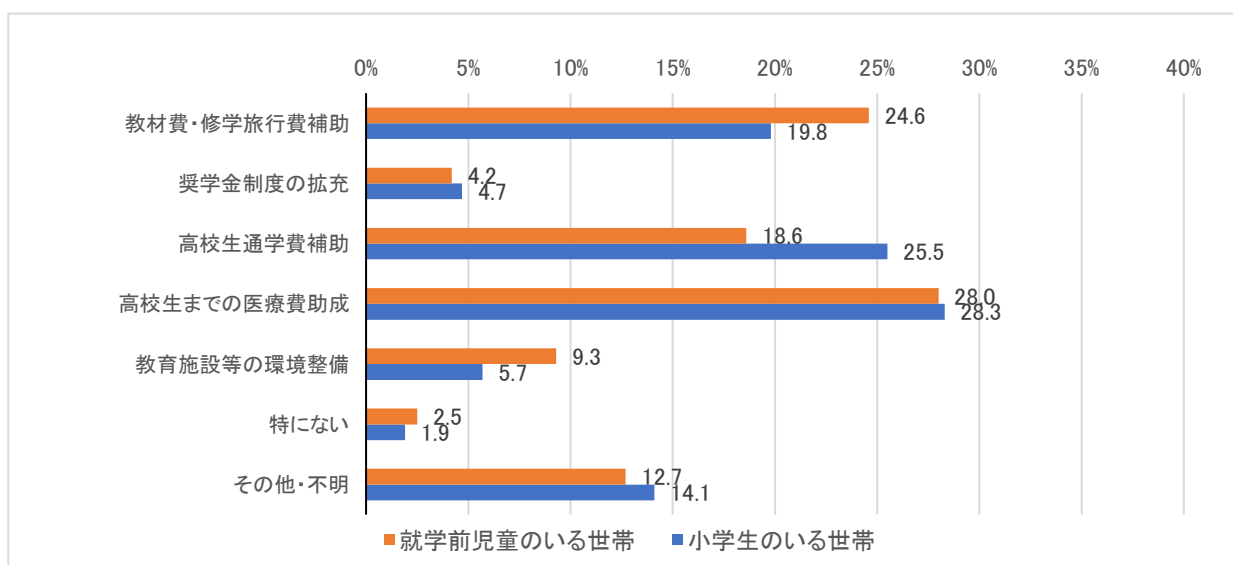


② 小・中学校及びへき地保育所、幼稚園の学校給食費無償化について

学校給食費無償化の今後についてどう思うかは、「今後も継続を望む」が76.3%と最も高く、次いで「どちらでもよい」が17.8%、「廃止を望む」が3.4%となっています。



学校給食費無償化を廃止し、新たな子育て支援の充実を図る場合に特に強く期待するものとしては、「高校生までの医療費助成」が28.0%と最も高く、次いで「教材費・修学旅行費補助」が24.6%、「高校生通学費補助」が18.6%となっています。



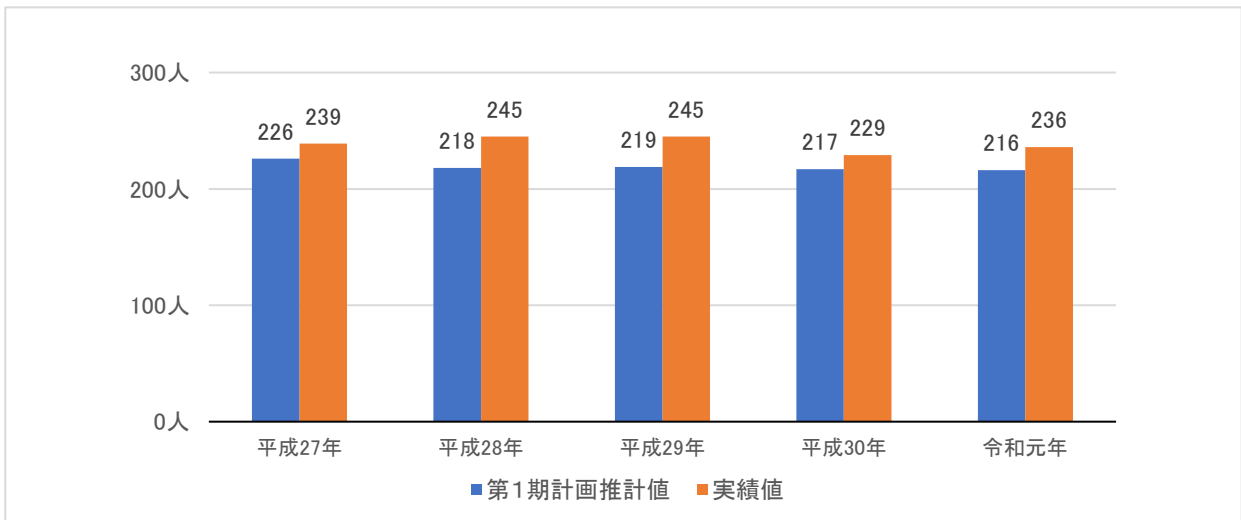
第3章 第1期計画の実施状況

1. 児童数の状況

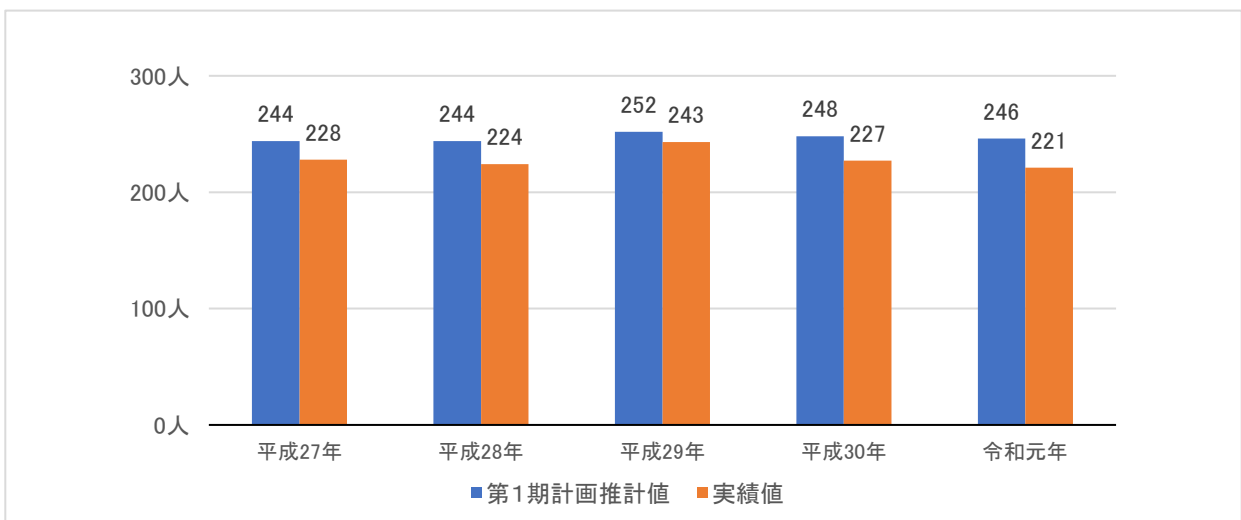
小清水町子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童数、小学生児童ともにほぼ横ばいで推移しています。

就学前児童と小学生児童の合計でみると、推計に近い実績の推移となりました。

◆就学前児童数の推移



◆小学生児童数の推移



2. 教育・保育事業の状況

※教育・保育施設：小清水幼稚園、小清水保育所

※認可外保育施設：へき地保育所、小清水赤十字病院内保育所

(1) 1号認定（3歳以上／教育） ※町内の幼稚園は私学助成幼稚園のため、「1号認定」を受けたとみなして記載

各年度共に量の見込みを上回る実績でしたが、確保方策の範囲内であったため受け入れに問題はありませんでした。

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み		10	10	10	9	9
	確保方策	教育・保育施設	57	58	57	58	58
		認可外保育施設	—	—	—	—	—
実 績	教育・保育施設		27	24	26	28	31
	認可外保育施設		—	—	—	—	—

※実績は各年4月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

平成27年度から量の見込みを下回る実績で推移し、令和元年度に実績が量の見込みを上回りましたが、施設において柔軟に受け入れを行ったため待機児童は発生しませんでした。

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み		107	100	102	98	97
	確保方策	教育・保育施設	66	65	66	65	65
		認可外保育施設	41	36	36	33	32
実 績	教育・保育施設		70	63	63	63	67
	認可外保育施設		27	29	30	31	32

※実績は各年4月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育）

各年度共に量の見込みを下回る実績で推移しましたが、利用者は徐々に増える傾向にあります。

① 1・2歳

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み		54	53	52	53	54
	確保 方策	教育・保育施設	34	34	34	34	34
		認可外保育施設	20	20	20	20	20
実 績	教育・保育施設		27	32	31	25	33
	認可外保育施設		17	16	15	17	13

※実績は各年4月1日現在

② 0歳

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み		3	3	3	3	3
	確保 方策	教育・保育施設	3	3	3	3	3
		認可外保育施設	2	2	2	2	2
実 績	教育・保育施設		3	2	2	3	1
	認可外保育施設		0	0	0	0	0

※実績は各年4月1日現在

3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談にも対応する「母子保健型」の3つの類型があります。

小清水町においては、窓口の対応により可能な事業であるため実施していません。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業の利用実績は、量の見込みを大きく上回って推移しました。

◆地域子育て支援拠点事業利用者数

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み (月あたり延べ)	人回/月	459	455	455	464	463
	確保方策		508	508	508	508	508
実 績			514	615	626	799	—

(3) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、小清水町に住所を有する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

妊婦健康診査事業の利用実績は、量の見込みを下回って推移しました。

◆妊婦健康診査回数（受診者数×受診回数）※1人当たり最大14回分

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	回	476	476	490	504	476
	確保方策		476	476	490	504	476
実 績			504	435	401	405	—

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の件数実績は、平成29年度からは量の見込みを下回って推移しました。

◆乳児家庭全戸訪問事業

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	件	34	34	35	36	34
	確保方策		34	34	35	36	34
実 績			42	34	30	31	—

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業の件数実績は、ほぼ量の見込みどおり推移しました。

◆養育支援訪問事業

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	件	7	7	7	8	7
	確保方策		7	7	7	8	7
実 績			5	6	10	8	—

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

現在、本町での実施はありません。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や児童の送迎や一時預かりなど、援助を受けることを希望する人（利用会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

現在、本町での実施はありません。

(8) 一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、幼稚園や保育所で一時的に預かる事業です。

一時預かり事業の利用実績は年々増加しており、平成30年度より量の見込みを大きく超えて推移しました。

◆幼稚園での一時預かり（幼稚園型：在園児対象）

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人日	100	95	95	95	90
	確保方策		100	95	95	95	90
実 績			596	593	786	1,064	—

◆幼稚園以外における一時預かり（一般型）

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人日	810	782	785	779	775
	確保方策		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
実 績			19	0	10	5	—

(9) 時間外（延長）保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて預かりを行う事業です。

現在、本町での実施はありません。

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、保育所等に付設された専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

現在、本町での実施はありません。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施します。

放課後児童健全育成事業の実績は、量の見込みを上回って推移しました。

◆放課後児童健全育成事業

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	81	83	83	82	80
	1～3年生		52	55	52	51	48
	4～6年生		29	28	31	31	32
	確保方策		152	152	152	152	152
実 績	実績計		91	105	117	128	—
	1～3年生		59	65	68	67	—
	4～6年生		32	40	49	61	—

4. 第1期計画の評価

小清水町第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、平成27年から令和元年の5年間を計画期間とする小清水町第1期子ども・子育て支援事業計画に掲載された各施策について、実行状況の評価をしました。現行計画では、「一人じゃないよ みんなで支える楽しい子育て」という基本理念のもと、7つの基本目標を掲げて各施策を推進しています。

◆実行状況の評価について

現計画に掲げられた各種施策の実行状況について、「計画通りに実行した」=A、「一部、実行した」=B、「実行していない」=Cとして、3段階による評価を実施しました。

基本目標1 地域における子育ての支援		A
基本施策	① 地域における子育て支援サービスの充実	A
	② 保育サービスの充実	B
	③ 子育て支援ネットワークの充実	A
	④ 児童の健全育成	A
	⑤ 世代間交流	A
評価及び 今後の方針	<p>◆ほとんどの事業について「計画どおりに実行した」、「一部実行した」という評価でした。</p> <p>◆「一時保育事業」については、受け入れ態勢について、要件の見直しを含めて検討する必要があります。</p>	

基本目標2 母と子の健康の確保及び増進		A
基本施策	① 子どもや母親の健康確保	A
	② 「食育」の推進	A
	③ 思春期保健対策の充実	B
	④ 小児医療の充実	A
評価及び 今後の方針	<p>◆ほとんどの事業について「計画通りに実行した」、「一部実行した」という評価でした。</p> <p>◆「性教育に関する取組」については、従来は保健福祉課の保健師が行っていましたが、今後は保健体育の教科として実施していきます。</p> <p>◆「児童等医療費助成」については、令和元年度より助成対象を高校生まで拡大しており、今後も継続して実施し、保護者の負担軽減と健康維持への支援を行っていきます。</p>	

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備		A
基本施策	① 次代の親の育成	B
	② 家庭や地域の教育力の向上	A
	③ 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	A
評価及び 今後の方針	<p>◆ほとんどの事業について「計画通りに実行した」という評価でした。</p> <p>◆「男女共同参画啓発事業」については、男女共同参画啓発事業のみの取り組みは困難であるため、家庭教育講演会などと合わせて町民公開講座の活用を検討します。</p> <p>◆「育児に関する学習会への支援」については、要望があれば可能な範囲で講師の手配等、支援していきます。</p> <p>◆「地域との連携による体験活動」、「外部の人材活用」、「地域に開かれた学校づくり」については、コミュニティスクールの導入により、地域住民の積極的な学校運営への参画、連携強化を進め、更なる地域人材の活用及び、地域住民の意向を学校運営に反映できる体制の構築を目指します。</p>	

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備		B
基本施策	① 安心して外出できる環境の整備	B
	② 安全・安心まちづくりの推進	B
評価及び 今後の方針	<p>◆「バリアフリー化事業」、「公営住宅等の整備」については、「実行していない」という評価でした。</p> <p>◆既存施設についてはバリアフリー化されているため、今後も適切な維持管理に努めます。</p> <p>◆「公営住宅等の整備」については、将来的な人口減少を見込み、新たな公営住宅整備は行わず、既存住宅の維持修繕・予防保全により、長寿命化を推進します。居住地域のコンパクト化を進めるために、中心部への居住移転を促し、郊外部の住宅については廃止を検討します。</p> <p>◆「防犯活動の推進」については、道・道警等とも連携するなど、道内外で発生した犯罪の種別・形態等の情報をいち早く取り入れ、これまで以上に関係機関等を通じ町内への注意喚起を促すことのできる体制構築を進めます。</p>	

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進		B
基本施策	① 仕事と子育ての両立の推進	B
評価及び 今後の方針	<p>◆「男女共同参画啓発事業」については、「実行していない」という評価でした。</p> <p>◆「男女共同参画啓発事業」については、男女共同参画啓発事業のみの取り組みは困難であるため、家庭教育講演会などと合わせて町民公開講座の活用を検討します。</p>	

基本目標6 子どもの安全の確保		A
基本施策	① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	A
	② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	A
評価及び 今後の方針	<p>◆「街路灯設置」のみが「一部、実行した」という評価であり、その他については「計画通りに実行した」という評価でした。</p> <p>◆「子どもを犯罪等から守る対策の推進」については、北海道警察・防犯協会関係団体等とこれまで以上に連携を進め、登下校時における見守りの取り組みを強化し、児童・生徒の安全確保に努めます。</p> <p>◆「防犯活動の推進」については、道・道警等とも連携するなど、道内外で発生した犯罪の種別・形態等の情報をいち早く取り入れ、これまで以上に関係機関等を通じ町内への注意喚起を促すことのできる体制構築を進めます。</p>	

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進		A
基本施策	① 児童虐待防止施策の充実	A
	② 障がい児施策の充実	A
評価及び 今後の方針	◆全ての事業が「計画通りに実行した」という評価でした。	

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないとされています。

本町では、平成27年度から5年間、「小清水町子ども・子育て支援事業計画」を推進し、様々な子育て支援を行ってきました。

しかし、いまだ子育てに不安や負担を感じる家庭が見受けられ、すべての家庭が自信をもって子育てができるよう応援することが大切です。

本計画では、これまでの成果を継承し、引き続き基本理念を

—基本理念—

一人じゃないよ みんなで支える 楽しい子育て

として、よりきめ細かくニーズに合った保育・子育て支援を実現できるよう、計画を推進していきます。

- ◆子育ての第一義的責任は保護者にあることを前提に、子どもの最善の利益を実現します。
- ◆保護者が子育ての充実感や喜びを感じることができるよう、また、子どものよりよい育ちを実現できるよう、関係機関との連携、子育てを応援する町民の意見収集に努め、地域の協力を得ながら、きめ細やかな切れ目のない支援を推進します。

2. 計画の基本的考え方

◇多様化するニーズに応えます。

- ◆共働き家庭の増加を背景に保育ニーズは年々増加の一途をたどっています。
- ◆アンケート調査では、就学前児童家庭の母親はパートタイムでの就労を含めると約8割、小学生で約9割が働いており、母親の就業率がかなり高いことが伺えます。
- ◆子ども・子育て支援制度では、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て世帯への経済的な支援が図られてきました。また、国が進めている「新・放課後子ども総合プラン」により放課後児童健全育成事業（学童保育）も一層の充実が求められています。
- ◆これらの多様化する教育・保育事業や地域子育て支援事業に適切に対応していくよう、町民のニーズに注視するとともに、人口動向等や将来的なニーズも踏まえ、持続可能な供給体制を整備していきます。

◇妊娠・出産・子育てで切れ目のない支援を目指します。

- ◆核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児に悩む人が少なくありません。特に、妊娠・出産・子育て期の家庭は産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育ての悩みを抱え、周囲の支援を必要としている場合があります。子育て家庭に適切な支援が届かないために孤立し、痛ましい児童虐待に至ってしまうことも心配されます。
- ◆今後は妊娠・出産・子育てへの支援を切れ目なく推進するため、子育て世代包括支援センターの設置も検討されることとなります。従来の事業をさらに充実させるのはもちろんのこと、妊娠・出産期からの様々な事業の連携を図り、継続的な支援につなげていきます。

◇子どもの視点に立った支援を推進します。

- ◆子ども・子育ての支援においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であります。
- ◆輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

第5章 事業計画

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもの養育者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」から構成され、市町村ごとに地域の実情に応じたサービスの提供を行います。

《子ども・子育て支援新制度の概要》

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	保育所、幼稚園、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	特例保育給付	へき地保育所
	子育てのための施設等利用給付	
施設等利用費	幼稚園（私学助成）、認可外保育施設、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業	
その他の子ども及び子どもの養育者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査事業	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業	
	⑥子育て短期支援事業	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨時間外保育事業（延長保育事業）	
	⑩病児保育事業	
⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）		

(3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく保育所、幼稚園、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年 齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定こども以外	幼稚園等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税の者であるもの	

2. 教育・保育の提供体制

(1) 教育・保育提供区域の状況

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

本町は、各教育・保育提供施設の利用状況、町内の各教育・保育提供施設への距離、移動手段をみると、町内全体が1つの区域となっていることから、第1期計画の設定区域を踏襲し、教育・保育提供区域として1区域を設定します。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の見込み量は、アンケート調査結果を活用し、父母の就労状況等による家庭類型と利用の意向、推計児童数から国の算出基準を参考にして求めますが、この場合区分によって現況と乖離する数値も算出されました。

計画策定にあたっては、アンケート結果の傾向を尊重しつつ、現況に近い見込み量に調整することとし、現実の必要量に見合った計画とするよう、子ども・子育て会議において計画の進捗状況を評価してまいります。

提供体制の確保と実施時期について、施設設備又は職員配置の状況、施設設置者の意向にも配慮が必要です。

令和元年10月より実施の幼児教育・保育無償化に伴い、認定区分の量の見込みの変化により、利用者ニーズと質の確保、施設運営のバランスを考慮し、提供体制が確保できる計画とします。また、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が給付の対象となりました。

3. 児童人口の将来推計

児童人口の将来推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

年齢	実績値	推計値				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	31	29	27	27	25	23
1歳	34	31	30	28	28	26
2歳	38	32	31	30	28	28
3歳	38	36	32	31	30	28
4歳	46	34	36	32	31	30
5歳	49	37	34	36	32	31
6歳	31	50	37	34	36	32
7歳	38	44	49	36	33	35
8歳	40	31	43	48	35	32
9歳	38	34	30	42	47	34
10歳	41	37	32	28	40	45
11歳	33	42	37	32	28	40
0～2歳	103	92	88	85	81	77
3～5歳	133	107	102	99	93	89
就学前計	236	199	190	184	174	166
6～8歳	109	125	129	118	104	99
9～11歳	112	113	99	102	115	119
小学生計	221	238	228	220	219	218
合計	457	437	418	404	393	384

※各年4月1日現在（単位：人）

※コーホート変化法とは、各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人の集団）について、過去の実績人口の動向から変化率を求め、それに基づき将来の人口を予測する方法

4. 教育・保育事業の「量の見込み」

(1) 1号認定（幼稚園・認定こども園）

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	24	23	22	21	20
1号認定		10	9	9	8	8
2号認定で 教育の意向強い		14	14	13	13	12
確保方策 ②		24	24	24	24	24
過不足（②－①）		0	1	2	3	4

■確保方策の考え方

◆幼稚園の職員配置等の状況を考慮しつつ、必要量の確保に努めます。

(2) 2号認定（保育所・へき地保育所・認定こども園／3歳以上）

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	90	87	85	80	78
確保方策 ②		90	90	90	90	90
過不足（②－①）		0	3	5	10	12

■確保方策の考え方

◆保育所、へき地保育所の利用定員合計で、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(3) 3号認定（保育所・へき地保育所・認定こども園／3歳未満）

① 1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	35	35	35	35	35
確保方策 ②		35	35	35	35	35
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

◆保育所、へき地保育所の利用定員合計で、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

② 0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	5	5	5	5	5
確保方策 ②		5	5	5	5	5
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

◆保育所の利用定員により、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談にも対応する「母子保健型」の3つの類型があります。

本町においては、窓口の対応により可能な事業であるため、特段の確保方策は行わないものとしています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人回/月	800	800	800	800	800
確保方策 ②		800	800	800	800	800
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■ 確保方策の考え方

- ◆ 保育所等の関係機関と連携を図り、子育てに関する情報を収集し提供を行います。
- ◆ 子育てに関する各種事業を実施して、子育て家庭の参加促進を図ります。

(3) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、本町に住所を有する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

■受診票（母子健康手帳）交付件数

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	件	28	28	28	27	27
確保方策 ②		28	28	28	27	27
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

■妊婦健康診査回数（受診者数×受診回数）

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	回	392	392	392	378	378
確保方策 ②		392	392	392	378	378
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

◆公費負担による妊婦健診の実施体制を確保し、妊娠期における母子の健康保持を推進します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■新生児訪問事業の訪問件数

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	件	28	28	28	27	27
確保方策 ②		28	28	28	27	27
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

◆新生児のいるすべての家庭訪問を目指します。
 ◆発育、発達状況の確認のほかに子育てについての情報提供を行います。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■養育支援訪問件数

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	件	7	7	7	7	7
確保方策 ②		7	7	7	7	7
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

- ◆養育支援の必要な家庭に継続して保健師の訪問、指導及び助言を行います。
- ◆虐待の発生を予防し、早期発見、早期対応の対応づくりを進めます。
- ◆児童相談所をはじめ関係機関との連携を図るとともに相談体制の強化を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ）と夜間養護等事業（トワイライトステイ）があります。

本町においては、潜在的ニーズの存在する事業であると考えられ、今後の状況により実施に向けた検討に取り組むこととします。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や児童の送迎や一時預かりなど、援助を受けることを希望する人（利用会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

本町においては、潜在的ニーズの存在する事業であると考えられ、今後の状況により実施に向けた検討に取り組むこととします。

(8) 一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、幼稚園や保育所等で一時的に預かる事業です。新制度では幼稚園の預かり保育も一時預かり事業に位置付けられます。

■幼稚園での一時預かりの延べ利用人数（幼稚園型：在園児対象）

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日	650	650	650	610	610
1号認定		50	50	50	40	40
2号認定で 教育の意向強い		600	600	600	570	570
確保方策 ②		650	650	650	610	610
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■幼稚園以外における一時預かりの延べ利用人数（一般型）

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日	20	30	30	40	40
確保方策 ②		20	30	30	40	40
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

◆就労形態の変化などによりニーズは増加傾向にあると想定されるため提供体制の確保に努めてまいります。

(9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、保育所等に付設された専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

本町においては、潜在的ニーズの存在する事業であると考えられ、今後の状況により実施に向けた検討に取り組むこととします。

(10) 時間外（延長）保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて預かりを行う事業です

■時間外保育事業の延べ利用人数

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人日	20	30	30	30	30
確保方策 ②		20	30	30	30	30
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

◆就労形態の変化などによりニーズは増加傾向にあると想定されるため提供体制の確保に努めてまいります。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施します。

■放課後児童健全育成事業の利用人数

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	125	123	121	121	119
1～3年生		65	64	63	63	62
4～6年生		60	59	58	58	57
確保方策②	人	125	125	125	125	125
1～3年生		65	64	63	63	62
4～6年生		60	60	60	60	60
過不足(②-①)		0	2	4	4	6

■確保方策の考え方

◆放課後の子どもの居場所は教育・保育事業と並んでニーズが高い点を踏まえ、学童保育の充実を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業で、平成27年度の新制度施行時から導入されました。

国が定める公定価格をもとに、市町村は条例で利用者負担額を設定しますが、施設によっては実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があり、公費による補助を行って低所得者の負担軽減を図るものです。

子ども・子育て支援新制度における支給認定子どもが特定教育・保育等を受けた場合の教育・保育給付によっては運営費が給付されない日用品や行事参加費等の実費負担分について、国の動向を注視し事業を検討します。

(13) 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業で、新制度で新たに導入されました。待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿の確保、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用を図る事業です。新規参入の事業者があった際に、巡回支援等の支援事業の実施に向けて検討します。

6. 次世代育成支援対策推進法に基づく事業

(1) 児童虐待防止

児童虐待防止については、要保護者対策地域協議会を基に、関係機関の情報共有のため代表者会議を開催し、児童虐待に繋がらないよう連携を図っています。また、個別事案が発生した場合、調整機関においてケース検討会議を開いて要保護者等に対する支援内容を協議し、虐待防止と被害者保護に努めます。

(2) ひとり親支援

ひとり親家庭の支援については、国や道の支援制度が主となりますが、手当や医療費など各種制度の情報が対象世帯に届き、必要な支援を利用できるよう、確実な情報提供に努めます。

(3) 児童発達支援

児童発達支援については、妊娠期からの健康管理によるハイリスクの予防、乳幼児健診をはじめとした母子保健事業、子育て支援事業との連携により、早期からの対応を図り、子どもの育つ力、子供を養育する家族の力を引き出す支援に努めます。

乳幼児期は生涯に渡る人間形成の基礎を培う重要な時期となり、地域の療育は、日常生活の中で大きな効果を発揮します。それらの効果が最大限発揮されるよう各事業を通して

情報共有を密に行います。

教育と療育が連携し乳幼児期から学童期の継続した支援に繋げて参ります。子供の発達を見据えた支援を行い、地域の中で健やかな成長が育まれること、安心して子育てができる環境に取り組みます

(4) 小児医療に係る支援

小児医療に係る支援については、予防接種費用の助成として、小児任意予防接種無料（インフルエンザ・おたふくかぜ・ロタウイルス）や各種健診事業など、母子保健及び予防医療の面からの支援に取り組むとともに、子ども医療費助成制度を高校生まで拡充しており、今後も支援してまいります。

(5) 放課後の居場所づくり

◎放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業は、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性・創造性の向上と基本的な生活習慣の確立等により、子どもたちの生きる力を育てる場となります。

町のあらゆる施設と地域の人材を有効に活用し、子どもたちが自主性をもち、多様な選択肢の中で主体的な活動ができる環境づくりを目指し、多様な経験ができる場として、放課後の居場所づくりを進めます。

◎放課後子ども教室

文部科学省の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと連携して運営することにより、家庭環境にかかわらず子ども同士の多様な仲間関係の形成を促すとともに、地域の大人との関わりを経験できる、安心・安全な居場所づくりを進めます。

7. 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 基本的な方針

核家族化の進行や就労形態の多様化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。幼稚園での預かり保育や延長保育ニーズへの対応、保育所における保育需要に応じた定員確保が求められますが、将来の就学前人口の減少を踏まえると、保育所及び幼稚園の充実とともに、保育所と幼稚園の一体化を進める必要があります。

こうした状況に鑑み、保護者の就労形態にかかわらず子どもが教育・保育の機会を得られる施設として、認定こども園の整備を検討し、その運営については民間事業者の参入を含めて検討します。小清水保育所は建築後約48年が経過し、老朽化が進んでおります。また、一時預かりなどの多様化する保育ニーズに対応するためには、施設が狭あいであるため、認定こども園としての施設整備を検討し、子どもを安心して産み育てられる環境づ

くりを推進します。

なお、へき地保育所については地域の自主性を尊重し、その充実に努めます。

(2) 教育・保育の質の確保

遊びなどを通して、豊かな感性や好奇心、思考力を養い、社会性を身につけていけるよう、質の高い教育・保育を各年齢に応じて連続的に提供します。

また、保護者のニーズを勘案しながら、子どもにとってより良い教育・保育環境が実現されるよう工夫します。

(3) 多様な就労形態への対応

共働き家庭が増加し、就労形態も多様化するなか、幼稚園における預かり保育や延長保育に対するニーズが高まっています。こうした状況に配慮し、多様な就労形態に対応した教育・保育施設の在り方を検討します。

(4) 地域子育て支援の推進

核家族化が進行するなか、就学前施設に対しては、子育て支援や家庭支援、地域的な保護者間のつながりの形成、子育ての不安解消等を支援する機能が求められていることから、未就園児に対する教育・保育や一時預かり等の充実、子育て支援や家庭支援の充実を推進します。

また、保護者の利便性を図ることを目的に、子育て支援センターと認定こども園を併設するなど、子育て支援サービスの提供の場の一元化を検討します。

8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

(2) 北海道との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について北海道との連携を図ります。

また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第6章 子どもの貧困対策について

1. 基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。アンケートの自由記載では、「就学に費用がかかるので経済的な支援があるとありがたい」、「仕事をしているので放課後児童クラブを利用できて助かる」などの意見がありました。また、所得によって習い事や塾の利用に差が生じており、すべての児童が教育を受ける機会の保障が必要です。

施策の推進にあたっては、成長段階に応じて、切れ目のない必要な施策を実施し、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもの視点に立ち、子どもの権利や人権に配慮することに留意します。

2. 具体的な施策

(1) 相談支援体制の取り組み

子どもの貧困対策を行う上で効果的に進めていくためには、相談対応がすべての出発点になります。貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭に対し、その声を受け止め、そして早期発見に努め、各種制度に結び付けていくことが重要であり、関係機関との連携のもと相談支援体制の充実に努めます。

事業の名称	事業内容
総合相談窓口の設置	子育てや貧困に悩む保護者や関係機関からの相談について知識を有する専門員が対応します。
ひとり親世帯からの相談	ひとり親世帯からの相談に対して、母子・父子等に対し、福祉資金制度をはじめとする制度説明を行い、北海道などの関係機関から助言をいただきながら、適切な援助を実施します。
生活困窮に関する相談	生活困窮に関するあらゆる相談に応じるとともに、北海道等と連携のもと必要な支援を実施します。
子育て情報の発信	子育てに関する様々な最新情報を町ホームページやチラシによりお知らせします。
要保護者対策地域協議会	町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて代表者会議やケース検討会議を開催し、処遇困難事例等に対応し、警察や児童相談所等関係機関との連携により虐待の防止や早期解決を図ります。
教育相談	各学校、教育委員会において随時相談に応じます。必要に応じ関係機関との連携、支援制度の紹介などを行います。

(2) 切れ目のない子育て支援の取り組み

すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援していくとともに、子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や社会で生き抜く力を育てる、また子どもたちの居場所づくりの整備に努めます。

事業の名称	事業内容
放課後健全育成事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業を行います。
教育・保育事業	就学前の子どもに対し、教育・保育を提供します。

(3) 教育支援の取り組み

現代の貧困は、世帯の経済格差がそのまま教育格差につながっていることが要因の一つでもあるとも言われており、国における子どもの貧困対策の中でも、所得が高い世帯が習い事や塾の利用率が高い傾向にあるため、重視されているのが教育支援です。

全ての子ども乳幼児期から教育・保育を受ける機会を保障するとともに、子どもの成長や発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の提供に努めます。

事業の名称	事業内容
本気出すぞ！放課後学習サポート	自ら学ぶ意欲を養うため、受験を控えた中学3年生を対象にした学習サポートを行います。
北大生による夏期・冬期講習会の開催	大学生による小学校高学年、中学生を対象にした夏期・冬期の講習会を開催します。
英語検定料補助事業	中学生の英語力及び学習意欲向上を目的に、英語検定料の全額を補助します。
漢字検定料補助事業	小学生の学力及び学習意欲向上を目的に、漢字検定料の全額を補助します。

(4) 経済的支援の取り組み

各種助成制度の実施により、暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困にある又は貧困の状況に陥る恐れのある子どもやその家庭の自立支援を検討します。

事業の名称	事業内容
生活保護	困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とします。決定権者である北海道と連携のもと、適切に支援します。
子ども医療費助成事業	乳幼児から高校生までの医療費をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断治療を促進し、乳幼児等の健やかな育成を図ることを目的にしています。
インフルエンザ予防接種費用助成事業	小児の感染予防及び重症化予防のため、インフルエンザ予防接種費用の助成を行います。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子、父子、寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、北海道で実施している就学資金や就学支度資金等の周知及び貸付申請を支援します。
就学援助	小中学校に就学される児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、経済的な理由により、学用品費などの負担が困難な世帯に対して援助を行います。
給食費の無償化事業	へき地保育所、幼稚園及び小中学生世帯の経済的負担を軽減するため、学校給食費を無償化します。
高等学校通学支援事業	オホーツク東学区内の高等学校へ通学する際に要する費用の一部を助成します。
奨学金の返納減免措置	卒業後、町内事業所において就業する者のうち指定する職（医療・介護・福祉業務）に就くものに対し、本町に居住し、従事している期間に応じて返納減免措置を講じます。

第7章 計画を実行するための取り組み

1. 協力体制

計画の実現には、所管課である子育て支援課と、保健福祉課や教育委員会など、行政組織内の横断的な協力体制はもちろんのこと、民間事業者との連携が非常に重要です。必要に応じて町全体の子ども教育と保育を協議できる場をつくり、協力体制を構築してまいります。

また、子育て支援事業の実施には、事業にかかわる職員の資質と連携が大きく影響します。そして何より保護者の協力なしではこの計画を実現することはできません。保護者の皆さんにこの計画の趣旨や制度を十分理解していただき、この計画を実行する当事者として、子どもたちに最も大きな影響を与える支援者として、町や事業者とともにつながる関係を作り上げていきたいと考えています。

子育てにかかわる一人ひとりのエンパワーメントの向上を目指すことが、事業の質の向上と協力体制の構築、計画の実行に繋がるものと考え、研修機会の確保と充実を図ってまいります。

2. 点検・評価

計画は、町の行政組織内部の事務事業評価を行い、子ども・子育て会議において毎年度、点検・評価を実施してまいります。

単に事業量を達成するだけでなく、それぞれの事業が真に計画の理念に沿った形で実行されているか検証し、継続的な改善に取り組みながら施策の実効性を高めます。

資料編

◎小清水町子ども・子育て会議条例

◎小清水町子ども・子育て会議委員名簿

小清水町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、小清水町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(業務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(議長及び副議長)

第5条 子ども・子育て会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、議長が召集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 議長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、議長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する

附 則（平成26年3月11日条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

小清水町子ども・子育て会議委員名簿

(令和2年1月現在)

所 属	役 職	氏 名
学識経験のある者	主任児童委員	長町 若江
事業従事者	小清水幼稚園園長	十河真理子
	小清水保育所所長	組野 麻記
保護者	小清水幼稚園父母の会代表	佐藤 里織
	小清水保育所父母の会代表	宮脇真由美
	へき地保育所運営委員会 委員長（止別）	坂田 浩一
町長が必要と定める者	小清水小学校校長	可児 隆洋
	小清水中学校校長	齊藤 修
	小清水赤十字病院総務課長	鈴木 真一

※任期：令和2年2月27日まで

小清水町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

発行 小清水町
編集 小清水町 子育て支援課
〒099-3698
小清水町元町2丁目1番1号
TEL 0152-62-2311
FAX 0152-62-4198